

熊本市公報

第 1389 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 （精神通院医療）の指定（告示第 761 号）	1729
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業 者の指定（告示第 763 号）	1729
○放置自転車の売却等（告示第 764 号）	1730
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 765 号）	1730
○参加差押通知書の公示送達（告示第 766 号）	1731
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 768 号）	1731
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 769 号）	1732
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 770 号）	1734
○放置自転車の移動及び返還（告示第 771 号）	1734
○放置自転車の移動及び返還（告示第 772 号）	1735
○市道の区域変更（告示第 773 号）	1736
○市道の供用開始（告示第 774 号）	1736
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 776 号）	1737
○介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導事業の廃止（告示第 777 号）	1737
○介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導事業の廃止（告示第 778 号）	1737
○平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 779 号）	1738
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 780 号）	1738
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 781 号）	1738
○都市計画の変更（告示第 782 号）	1739
○都市計画の変更（告示第 783 号）	1739
○平成 26 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 785 号）	1739
○介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護事業の廃止（告示第 787 号）	1740
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 788 号）	1740

公 告

○平成 27 年度熊本市広告事業に係る広告取扱業者の登録（公告第 772 号）	1740
○開発行為に関する工事の完了（公告第 774 号）	1742

○開発行為に関する工事の完了（公告第 775 号）	1742
○熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理組合の解散認可（公告第 777 号）	1743
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 779 号）	1743
○開発行為に関する工事の完了（公告第 780 号）	1743
○開発行為に関する工事の完了（公告第 782 号）	1744
○開発行為に関する工事の完了（公告第 784 号）	1744
○開発行為に関する工事の完了（公告第 785 号）	1744
○開発行為に関する工事の完了（公告第 786 号）	1745
○開発行為に関する工事の完了（公告第 787 号）	1745
○開発行為に関する工事の完了（公告第 788 号）	1745
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 791 号）	1745

交 通 局

○交通局市有地の公売（交通局公告第 12 号）	1746
-------------------------	------

上 下 水 道 局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 79 号）	1747
○指定給水装置工事業の廃止（上下水道局告示第 80 号）	1748
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 81 号）	1748

教 育 委 員 会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 13 号）	1748
----------------------------	------

選 挙 管 理 委 員 会

○熊本市選挙の期日（選管告示第 15 号）	1749
○選挙長及び職務代理者の選任（選管告示第 16 号）	1749
○選挙長の事務を行う場所（選管告示第 17 号）	1749
○選挙会の日時及び場所の決定（選管告示第 18 号）	1750
○選挙運動に関する支出の制限額の決定（選管告示第 20 号）	1750
○選挙運動に従事する者の報酬の最高額（選管告示第 21 号）	1751
○候補者の届出（市長選選挙長告示第 2 号）	1750

農 業 委 員 会

○農業委員会総会の開催（農委公告第 11 号）	1751
-------------------------	------

告 示

告示第 7 6 1 号

平成 2 6 年 1 1 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	さくら小児科	熊本市南区出仲間九丁目 7 番 3 0 号	平成 2 6 年 1 1 月 1 日 ～ 平成 3 2 年 1 0 月 3 1 日
2	有限会社みよし薬局 おやま店	熊本市東区小山六丁目 1 4 4 6 番 6	平成 2 6 年 1 1 月 1 日 ～ 平成 3 2 年 1 0 月 3 1 日
3	アップルハート訪問 看護ステーション熊 本北	熊本市北区植木町舞尾 5 8 9 - 1	平成 2 6 年 1 1 月 1 日 ～ 平成 3 2 年 1 0 月 3 1 日

告示第 7 6 3 号

平成 2 6 年 1 1 月 5 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) 社会就労センター ライン工房
熊本市東区戸島五丁目 8 番 6 号
- (2) NPO GUMP
熊本市中央区本山四丁目 8 番 3 5 号
- (3) はばたく
熊本市東区尾ノ上三丁目 6 番 2 号 5 0 2 号室
- (4) 大夢
熊本市東区出水一丁目 7 番 6 9 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 社会福祉法人 ライン工房
熊本市東区戸島五丁目 8 番 6 号 西嶋 龍文
- (2) NPO 法人熊本自立支援センター GUMP
熊本市中央区本山四丁目 8 番 3 5 号 永田 和彦
- (3) 合同会社アメジスト
熊本市東区長嶺南六丁目 2 5 番 3 0 号 黒丸 百合子
- (4) 特定非営利活動法人 イルカの会
熊本市北区黒髪五丁目 2 7 番 1 9 号 松本 美紀子

3 指定年月日

平成 2 6 年 1 1 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

- (1) 就労移行支援

- (2) 就労継続支援A型
- (3) 就労継続支援A型
- (4) 就労移行支援、就労継続支援A型

5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 特定なし
- (2) 特定なし
- (3) 特定なし
- (4) 知的障害者、精神障害者、難病患者

告示第 7 6 4 号

平成 2 6 年 1 1 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 2 6 年 1 1 月 5 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 1 4 6 台

告示第 7 6 5 号

平成 2 6 年 1 1 月 5 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
1 0 月 2 0 日	はり札等	1 6	帯山・小山・近見・長嶺西	1 0 月 2 1 日
1 0 月 2 1 日	はり札等	8	下南部・若葉・南町・出水	1 0 月 2 2 日
	立看板等	2	出水	
1 0 月 2 3 日	はり札等	1 1	下通・高平・山室・池田・上熊本	1 0 月 2 4 日
1 0 月 2 4 日	はり札等	1 7	清水東町・麻生田・清水亀井町・飛田・八景水谷・鶴羽田・西梶尾町	1 0 月 2 5 日
1 0 月 2 7 日	はり札等	1 2	小山・帯山・健軍・長嶺東・長嶺西・	1 0 月 2 8 日

10月28日	はり札等	2	小峯	10月29日
	立看板等	2	榎町	
10月30日	はり札等	8	二本木・清水本町・清水岩倉・清水亀井町	10月31日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 766 号

平成 26 年 1 月 5 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 86 条第 2 項の規定に基づく参加差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

国税徴収法第 86 条第 2 項に基づく送達を受けるべき者（登載省略）

1 件

告示第 768 号

平成 26 年 1 月 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
たぐち整形外科クリニック 熊本市東区保田窪五丁目 10-23 医療法人横田会 理事長 横田 周三	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	平成 26 年 10 月 1 日
フォーシーズンズブレディースクリニック 熊本市中央区城東町 4 番 7 号グランガーデン熊本ビル 2F 医療法人社団メディカル・プロ 理事長 田畑 博己	婦人科	平成 26 年 10 月 1 日
医療法人華翔会 下通眼科 熊本市中央区下通 1-5-13 オケマツビル 2 階 医療法人華翔会 理事長 瀬戸 輝幸	眼科	平成 26 年 9 月 19 日
(訪問看護)		
訪問看護ステーションすみれ 熊本市東区長嶺西二丁目 15 番 124 号 医療法人社団永誠会 理事長 永野 忠	訪問看護	平成 26 年 9 月 3 日
アップルハート訪問看護ステーション熊本北 熊本市北区植木町舞尾 589-1 麻生介護サービス株式会社 代表取締役 新開 昌伸	訪問看護	平成 26 年 10 月 1 日

(薬局)		
うさぎ薬局 島崎店 熊本市西区島崎五丁目4番31号 有限会社七草堂 代表取締役 内村 真一郎	薬局	平成26年9月1日
つばい調剤薬局 熊本市中央区坪井二丁目6-20 株式会社Kファーマ 代表取締役 来海 孝広	薬局	平成26年10月1日
なないろ薬局 山ノ神店 熊本市東区山ノ神二丁目14-90 株式会社エフティーメディカル 代表取締役 福留 伸幸	薬局	平成26年10月1日
大信薬局 平田店 熊本南区平田一丁目12-3 株式会社大信薬局 代表取締役 吉村 企右	薬局	平成26年10月16日
(柔道整復)		
子飼整骨院 有田 雅基 熊本市中央区東子飼町8-41 有田 雅基	柔道整復	平成26年9月1日
はれる整骨院 茂田 雄大 熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目1668-1 株式会社K&A 代表取締役 山崎 明子	柔道整復	平成26年10月6日
(あん摩・マッサージ)		
leaf在宅マッサージ 田上 繁次 熊本市東区戸島本町7番1号 株式会社Raibrige 代表取締役 富岡 美奈	あん摩・マッサー ジ	平成26年9月25日
(はり・きゅう)		
あすなろ鍼治療院-山崎- 嶋田 裕 熊本市中央区山崎町5-101 嶋田 裕	はりきゅう	平成26年10月15日

告 示 第 7 6 9 号

平成26年11月6日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療(施術) 機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	田畑こどもクリニック 熊本市東区健軍本町1番5号 医療法人社団メディカル・プロ 理事長 田畑 博己	平成26年10月1日	名称変更
旧	田畑こどもレディースクリニック 熊本市東区健軍本町1番5号 医療法人社団メディカル・プロ 理事長 田畑 博己		

新	水本整形外科・いわした内科 熊本市中央区国府二丁目 17 番 34 号 医療法人社団翔輝会 理事長 岩下 哲郎	平成 26 年 8 月 1 日	名称変更
旧	岩下医院 熊本市中央区国府二丁目 17 番 34 号 医療法人社団翔輝会 理事長 岩下 哲郎		
新	あきた病院 熊本市南区会富町 1120 医療法人むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成 26 年 9 月 16 日	開設者肩書き変更
旧	あきた病院 熊本市南区会富町 1120 医療法人むすびの森 理事長代行 佐渡 公一		
(訪問看護)			
新	あきた病院訪問看護ステーションたんぼぼ 熊本市南区会富町 1120 医療法人むすびの森 理事長 佐渡 公一	平成 26 年 9 月 16 日	開設者肩書き変更
旧	あきた病院訪問看護ステーションたんぼぼ 熊本市南区会富町 1120 医療法人むすびの森 理事長代行 佐渡 公一		
(薬局)			
新	大和調剤薬局 熊本市中央区九品寺六丁目 1-25 有限会社サザンメディカル 代表取締役 渡邊 哲也	平成 26 年 10 月 1 日	名称変更
旧	古山薬局 熊本市中央区九品寺六丁目 1-25 有限会社健康調剤センター 代表取締役 渡邊 哲也		
新	うさぎ薬局島崎店 熊本市西区島崎五丁目 4-31 株式会社七草堂 代表取締役 内村 真一郎	平成 26 年 9 月 1 日	組織変更
旧	うさぎ薬局島崎店 熊本市西区島崎五丁目 4-31 有限会社七草堂 代表取締役 内村 真一郎		
新	うさぎ薬局古川町店 熊本市中央区古川町 18 番地 株式会社七草堂 代表取締役 内村 真一郎	平成 26 年 8 月 28 日	組織変更
旧	うさぎ薬局古川町店 熊本市中央区古川町 18 番地 有限会社七草堂 代表取締役 内村 真一郎		
新	うさぎ薬局帯山店 熊本市中央区帯山四丁目 351-35 株式会社七草堂 代表取締役 内村 真一郎	平成 26 年 8 月 28 日	組織変更
旧	うさぎ薬局帯山店 熊本市中央区帯山四丁目 351-35 有限会社七草堂 代表取締役 内村 真一郎		

新	うさぎ薬局 熊本市西区中原町骨居込 688-13 株式会社七草堂 代表取締役 内村 真一朗	平成 26 年 8 月 28 日	組織変更
旧	うさぎ薬局 熊本市西区中原町骨居込 688-13 有限会社七草堂 代表取締役 内村 真一朗		
新	うさぎ薬局春日店 熊本市西区春日七丁目 16-7 株式会社七草堂 代表取締役 内村 真一朗	平成 26 年 8 月 28 日	組織変更
旧	うさぎ薬局春日店 熊本市西区春日七丁目 16-7 有限会社七草堂 代表取締役 内村 真一朗		

告示 第 770 号

平成 26 年 11 月 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
手島内科 熊本市中央区島崎一丁目 20-8 手島 安廣	平成 26 年 9 月 30 日
下通眼科 熊本市中央区安政町 1-26 日吉屋ビル 4F 医療法人華翔会 理事長 瀬戸 輝幸	平成 26 年 9 月 18 日
(薬局)	
うさぎ薬局島崎店 熊本市西区島崎五丁目 4 番 31 号 有限会社フジタ薬局 取締役 内村 真一朗	平成 26 年 8 月 31 日
ファルコはやぶさ薬局 島町店 熊本市南区島町四丁目 4 番 27 号 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 森 正彦	平成 26 年 9 月 30 日
株式会社大賀薬局 託麻台店 熊本市東区尾ノ上 1-10-1 株式会社大賀薬局 代表取締役 大賀 研一	平成 26 年 9 月 30 日

告示 第 771 号

平成 26 年 11 月 6 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成26年10月14日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア
- イ 平成26年10月15日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、東区保田窪本町3、並木坂エリア
- ウ 平成26年10月16日 銀座通りエリア、市庁舎北側駐輪場、市役所地下駐輪場、手取エリア、上通りエリア、上通自転車駐輪場、西区春日三丁目熊本駅前、西区上熊本二丁目18、中央区坪井一丁目9
- エ 平成26年10月17日 中央区湖東一丁目1市民病院、中央区水前寺一丁目水前寺駅北口
- オ 平成26年10月20日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア
- カ 平成26年10月21日 手取エリア
- キ 平成26年10月22日 銀座通りエリア、市庁舎南側駐輪場、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、西区花園六丁目9、西区上熊本三丁目1、中央区国府一丁目21
- ク 平成26年10月23日 西区上熊本三丁目上熊本仮設駐輪場
- ケ 平成26年10月24日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、中央区保田窪二丁目1
- コ 平成26年10月27日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、中央区水前寺一丁目水前寺駅北口
- サ 平成26年10月28日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、崇城大ホール
- シ 平成26年10月30日 健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、西区上熊本三丁目1

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成27年2月6日まで

2 移動・保管台数

自転車 157台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第772号

平成26年11月6日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

- (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
ア 平成26年10月30日 軍変電所前駐輪場
- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成27年2月6日まで
- 2 移動・保管台数
自転車 1台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前10時から午後4時30分まで
日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 7 7 3 号

平成26年11月6日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
17-17	島町野口町第1号線	南区野口三丁目980番3地先から 南区野口三丁目960番地先まで	旧	2.4 ～ 2.4	67.5
		南区野口三丁目980番3地先から 南区野口三丁目960番地先まで	新	3.7 ～ 6.3	67.5

告 示 第 7 7 4 号

平成26年11月6日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
17-17	島町野口町第1号線	南区野口三丁目980番3地先から 南区野口三丁目960番地先まで	平成26年11月6日

告示第776号

平成26年11月10日

平成26年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成26	市県民税	4期	平成27年2月2日	17人

告示第777号

平成26年11月10日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4360190 021	訪問看護ステーション清雅苑 熊本市北区山室六丁目8番1号	医療法人社団寿量会 熊本市北区山室六丁目8番1号 理事長 米満 弘一郎	平成26年 11月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

告示第778号

平成26年11月10日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
---------------	-------------	------------------------------	-------	---------

4360190 062	老人訪問看護ステーションふれ愛 熊本市東区戸島二丁目3番15号	医療法人成仁会 熊本市東区戸島二丁目3番15号 理事長 上原 昌哉	平成26年 11月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
----------------	------------------------------------	---	----------------	------------------------------

告 示 第 7 7 9 号

平成26年11月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	9月期	584人
	8月期	7人
	7月期	2人
	6月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年11月19日

告 示 第 7 8 0 号

平成26年11月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規程定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	9月期	150人
	8月期	45人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年11月19日

告 示 第 7 8 1 号

平成26年11月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	9 月期	13 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 11 月 19 日

告 示 第 7 8 2 号

平成 26 年 11 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・5・45 号 上熊本弓削線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区黒髪 2 丁目 黒髪 5 丁目 渡鹿 6 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 7 8 3 号

平成 26 年 11 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画公園 2・2・142 号 渡鹿五丁目公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区渡鹿 5 丁目
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 7 8 5 号

平成 26 年 11 月 12 日

平成 26 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 26 年度	介護保険料	10 月期	平成 26 年 12 月 1 日	公示送達者 6 人 (登載省略)
		11 月期	平成 26 年 12 月 1 日	
		12 月期	平成 27 年 1 月 5 日	
		1 月期	平成 27 年 2 月 2 日	
		2 月期	平成 27 年 3 月 2 日	

3 月期 平成 27 年 3 月 31 日

告 示 第 7 8 7 号

平成 26 年 1 月 14 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370104 715	熊本市社会福祉事業団訪問入浴介護 事業所 熊本市中央区壺川二丁目 3 番 85 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目 16 番 18 号 理事長 奥山 康雄	平成 26 年 12 月 1 日	訪問入浴介護 介護予防訪問入 浴介護

告 示 第 7 8 8 号

平成 26 年 1 月 14 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
3 人
- 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

公 告

公 告 第 7 7 2 号

平成 26 年 1 月 5 日

平成 27 年度に熊本市が実施する「熊本市広告事業」に係る広告取扱業者の登録について必要な事項を次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 目 的
本市の資産を広告媒体として積極的に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市民サービス向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。
- 登録資格
次に掲げる条件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
 - 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条

第 1 号の規定に該当しないこと。

- (4) 平成 27 年 3 月 31 日以前 3 年以上継続して広告業務を営んでいること。
- (5) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6) 法人組織で資本金の額が 300 万円以上であること。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がない者

3 担当部局

〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市財政局管財課
電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 1 0 0 (直通)

4 申請の時期及び方法

(1) 申請書の交付期間及び方法

平成 26 年 11 月 5 日 (水) から平成 26 年 11 月 18 日 (火) まで
熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 3 の担当部局で配布する。(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第 32 号)第 1 条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

- ・ 担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで
熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 申請書等の提出方法等

当該案件の参加希望者は、広告取扱業者登録審査申請書及びその他の必要書類(以下「申請書等」と総称する。)を提出し、登録資格の有無について熊本市長の審査を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による提出は受け付けない。

- (ア) 広告取扱業者登録審査申請書・・・様式第 1 号
- (イ) 登録審査調書・・・・・・・・・・様式第 2 号
- (ロ) 業務実施金額調書・・・・・・・・・・様式第 3 号
- (ハ) 主要取引実績額調書・・・・・・・・・・様式第 4 号
- (ニ) 登記簿謄本(写し可)
- (ホ) 市税滞納有無調査承諾書
- (ヘ) 消費税納税証明書(その 3 の 3)(写し可)

※納税証明書交付請求書は国税庁ホームページからダウンロードすることもできる。

- (フ) 委任状(支店、営業所等の長に市との取引の権限を委任する場合)
- (ク) 誓約書
- (ケ) 役員名簿及び照会承諾書
- (コ) 社会保険料及び労働保険料納付済証明書(写し可)
- (サ) 印鑑証明書
- (シ) 定款(写し可)
- (セ) 財務諸表(写し可)

イ 提出期限

平成 26 年 11 月 18 日 (火) 午後 5 時まで

ウ 提出部数

1 部とする

エ 提出先

3 の担当部局

オ 留意事項

(7) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者で、さらに業種として、第 1 分類「広報・広告業務」・第 2 分類「企画・製作」業務での登録をしている者は、ア(4)～(6)の申請書等の提出を省略できるものとする。

(4) 様式については、広告取扱業者登録審査申請書提出日時点において記載すること。

(3) 登録資格の結果通知

登録資格の結果通知（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

5 登録資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 登録資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して登録資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

公 告 第 7 7 4 号

平成 26 年 11 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字重富字外無田 951 番、952 番 1、952 番 2、953 番 2、713.17 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区保田窪本町 13 番 36 号
有限会社 グローバルコーポレーション
代表取締役 山下 茂樹

公 告 第 7 7 5 号

平成 26 年 11 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区楡木三丁目 1361 番 1
1,654.93 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市中央区高砂二丁目 8 番 1 号
セキスイハイム九州株式会社
代表取締役社長 黒木和清
熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 20 号

株式会社 南栄開発
代表取締役社長 斉藤 忠

公 告 第 7 7 7 号

平成 26 年 1 月 6 日

城南町中央土地区画整理組合の解散について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 2 項の規定により平成 26 年 1 月 5 日付けで認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

公 告 第 7 7 9 号

平成 26 年 1 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 3 月 6 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第 3 シルクビル

熊本市中央区大江四丁目 2 番 3 号

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 7 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時から午前 0 時まで

(変更後) 午前 6 時 30 分から午前 0 時まで

3 変更する年月日

平成 26 年 1 月 1 日

4 変更する理由

(1) 消費者のニーズに応えるため

(2) 開店時刻の繰り上げに伴い、店舗利用者の利便を図るため

5 届出年月日

平成 26 年 10 月 31 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 1 月 6 日から平成 27 年 3 月 6 日まで

公 告 第 7 8 0 号

平成 26 年 1 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区飛田四丁目 1 3 2 番、1 3 5 番 1
1, 9 2 4. 2 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区飛田四丁目
氏名 登載省略

公 告 第 7 8 2 号

平成 2 6 年 1 1 月 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山四丁目 1 2 7 2 番
1, 4 1 2. 7 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 1 1 番 4 0 号
三智開発株式会社
代表取締役 原 美保

公 告 第 7 8 4 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西七丁目 2 7 5 9 番 4、2 7 5 9 番 6、2 7 5 9 番 1 0、2 7 5 9 番 1 2
4 9 9. 0 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区渡鹿五丁目
氏名 登載省略

公 告 第 7 8 5 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西七丁目 2 7 5 9 番 8、2 7 5 9 番 1 1、2 7 5 9 番 1 3
3 8 8. 3 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上四丁目
氏名 登載省略

公 告 第 7 8 6 号

平成 26 年 1 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町木原字新御堂 84 番 1
499.33 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区富合町平原
氏名 登載省略

公 告 第 7 8 7 号

平成 26 年 1 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区花立五丁目 3833 番 4、3833 番 5、3833 番 7、3834 番 1、3834 番 2、里道及び水路
1,472.81 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区南熊本三丁目 11 番 2 号
株式会社 松田不動産
代表取締役 松田 博彦

公 告 第 7 8 8 号

平成 26 年 1 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市中央区水前寺四丁目 71 番 1
1,557.13 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県菊池市赤星 2114 番地 1
株式会社 八方建設
代表取締役 前川 浩志

公 告 第 7 9 1 号

平成 26 年 1 月 14 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画第 8 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

交 通 局

交通局公告第 1 2 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び熊本市交通局契約事務取扱規程（昭和 3 9 年交通局規程第 1 号）において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）第 3 条の規定により公告する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

1 公売物件

土地

物件の所在地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
熊本市中央区出水八丁目 2 1 1 番 2 外 1 筆	宅地	9 0 6 . 0 7	4 9 , 3 4 4 , 1 5 8

2 担当部局

〒 8 6 2 - 0 9 7 1

熊本市中央区大江五丁目 1 番 4 0 号 大江局舎 2 階

熊本市交通局総務課

電話 0 9 6 - 3 6 1 - 5 2 1 1

3 公売方法

一般競争入札

4 入札参加資格

次に掲げる者は、公売物件に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の参加資格を有しない。

- (1) 個人及び法人以外の者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 交通局市有地公売の一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から 2 年を経過しない者
- (4) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する熊本市職員
- (5) 納付すべき市町村民税等の滞納がある者
- (6) 熊本市交通局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年 1 1 月 1 日制定）第 3 条第 1 号に該当する者

5 入札参加申込の受付期間及び場所

(1) 受付期間

平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日（木）から平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日（木）まで（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 3 2 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

(2) 受付場所

2 の担当部局

6 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

平成 2 7 年 1 月 2 2 日（木） 午前 1 1 時

(2) 入札場所

熊本市中央区大江五丁目 1 番 4 0 号 大江局舎 3 階

熊本市交通局 3 階会議室

7 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上

8 入札の無効

- (1) 最低売却価格未満及び入札保証金の限度額を超える金額での入札
- (2) その他、平成 26 年度交通局市有地公売募集要領に定めた入札に関する条件に違反した入札

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 79 号

平成 26 年 1 月 4 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 26 年 1 月 4 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 26 年 1 月 4 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区戸島西三丁目、東区戸島西四丁目、東区弓削町、東区戸島四丁目、東区戸島六丁目及び東区佐土原二丁目の各一部
 - (2) 南部処理区
南区野口二丁目及び南区野口三丁目の各一部
 - (3) 西部処理区
西区小島三丁目、西区上代十丁目、西区城山下代三丁目及び南区八分字町の各一部
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区梶尾町、北区龍田二丁目及び北区龍田弓削一丁目の各一部
 - (5) 富合処理区
南区富合町古閑の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 536 番
東部浄化センター
 - (2) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
 - (3) 西部処理区
西区沖新町 4944 番 3 号
西部浄化センター
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町 12 番 1 号
熊本北部浄化センター
 - (5) 富合処理区

宇土市高柳町138

宇土終末処理場

上下水道局告示第80号

平成26年11月4日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第2号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第484号	熊本市北区清水新地六丁目7番40号 中原設備産業 代表者 中原 秀幸	平成26年10月27日

上下水道局告示第81号

平成26年11月6日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第13条第2項第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第721号	熊本市東区神園二丁目1番45号 総合設備優巧株式会社 代表取締役 濱邊 優	平成26年10月30日
		営業所の移転

教 育 委 員 会

教委告示第13号

平成26年11月14日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎元達郎

1 日時

平成26年11月19日（水） 午後2時から

2 場所

マスマチュアル生命ビル 7階 会議室

3 議事

(1) 平成26年度熊本市一般会計12月補正予算（教育費）について

(2) 平成26年度熊本市教育委員会事務事業点検評価報告書（平成25年度事業分）について

4 協 議

- (1) 平成 27 年度当初予算要求の概要について
- (2) 図書サービスのあり方(案)について
- (3) 第三次熊本市子ども読書活動推進計画(案)について
- (4) 市立特別支援学校高等部の校名について
- (5) 子ども・子育て支援新制度における熊本市立幼稚園の対応について

5 報 告

- (1) 平成 26 年度教育委員行政視察実施状況報告について
- (2) 第 10 回タウンミーティングの意見交換内容について
- (3) 広報広聴関係について

選挙管理委員会

選管告示第 15 号

平成 26 年 11 月 2 日

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 33 条第 1 項の規定により熊本市長選挙を次のとおり執行する。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代 芳郎

選挙の期日 平成 26 年 11 月 16 日

選管告示第 16 号

平成 26 年 11 月 2 日

平成 26 年 11 月 16 日執行の熊本市長選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代 芳郎

選 挙 長		職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
登載省略	田代 芳郎	登載省略	佐々木 亮

選管告示第 17 号

平成 26 年 11 月 2 日

平成 26 年 11 月 16 日執行の熊本市長選挙における選挙長の事務を行う場所は次のとおりである。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代 芳郎

場所 熊本市選挙管理委員会事務局(熊本市役所本庁舎 13 階)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、下記に定める場所のうち、選挙長の定める場所で行う。

月 日	時 間	場 所	所在地
11 月 2 日	午前 8 時 30 分 から正午まで	熊本市役所 14 階大ホール	熊本市中央区 手取本町 1 番 1 号

	正午から 午後 5 時まで	熊本市選挙管理委員会事務局 (熊本市役所本庁舎 1 3 階)	熊本市中央区 手取本町 1 番 1 号
--	------------------	-----------------------------------	------------------------

選 管 告 示 第 1 8 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 日

平成 2 6 年 1 1 月 1 6 日 執行の熊本市長選挙における選挙会の日時及び場所は次のとおりである。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代芳郎

日時 平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日 午後 2 時

場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市役所本庁舎 1 3 階

熊本市選挙管理委員会

選 管 告 示 第 2 0 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 日

平成 2 6 年 1 1 月 1 6 日 執行の熊本市長選挙における候補者が選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、次のとおりである。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代芳郎

制限額 1 8, 6 2 5, 7 0 0 円

選 管 告 示 第 2 1 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 日

平成 2 6 年 1 1 月 1 6 日 執行の熊本市長選挙における選挙運動に従事する者及び労務者に対し支給することができる実費弁償及び報酬の最高額は次のとおりである。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代芳郎

選挙運動に従事する者及び労務者に対し支給

することができる実費弁償及び報酬の最高額

1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

(3) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

(4) 宿泊料 一夜につき 1 2, 0 0 0 円（食事料 2 食分を含む。）

(5) 弁当料 一食につき 1, 0 0 0 円、一日につき 3, 0 0 0 円

(6) 茶菓料 一日につき 5 0 0 円

2 選挙運動のため使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額 1 0, 0 0 0 円以内

(2) 超過勤務手当 一日につき基本日額の 5 割以内

3 選挙運動のため使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃、それぞれ 1 の(1)(2)及び(3)に掲げる額

(2) 宿泊料（食事料を除く。）一夜につき 1 0, 0 0 0 円

4 選挙運動のために使用する事務員、選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に支給することができる報酬の額

(1) 選挙運動のために使用する事務員

一日につき 1 0, 0 0 0 円以内

(2) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者

- 一日につき 15,000円以内
 (3) 専ら手話通訳のために使用する者
 一日につき 15,000円以内

市長選挙選挙長告示第 2 号

平成 26 年 1 月 2 日

平成 26 年 1 月 1 日 6 日 執行の熊本市長選挙における候補者として、次のとおり届出があった。

熊本市長選挙選挙長 田代 芳郎

平成 26 年 1 月 1 日 6 日 執行熊本市長選挙 立候補届出者

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	本籍	住 所	生年月日 (満 歳)	党派	職業	ウェブサ イト等の アドレス
1	平成 26 年 1 月 2 日	本人	おおにし かずふみ 大西 一史	登載 省略	登載 省略	昭和 42 年 1 月 9 日 (満 46 歳)	無所属	無職	http://ww w.kazufun i.com
2	平成 26 年 1 月 2 日	本人	しもかわ 下川 ひろし	登載 省略	登載 省略	昭和 35 年 6 月 2 日 (満 54 歳)	無所属	社会福 祉法人 諒和会 法人本 部長	http://ww w.kumamot olban.com
3	平成 26 年 1 月 2 日	本人	いしはら 石原 やすなり	登載 省略	登載 省略	昭和 29 年 1 月 6 日 (満 60 歳)	無所属	無職	www.kumam otopride. com

農 業 委 員 会

農委公告第 11 号

平成 26 年 1 月 4 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次の
 とおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日出輝

- 1 日時 平成 26 年 1 月 7 日（金）午後 3 時
- 2 場所 市役所 14 階大ホール
- 3 議題

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)
 - 第 2 号議案 競売買受適格証明願(耕作目的:会許可)
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (8号)
 - 第 6 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
 - 5 その他